令和2年11月6日

# 下水道使用料の賦課漏れについて

名寄市下水道事業 名寄市長 加藤 剛士

本市では、公共下水道を使用する方から水道料金と併せて下水道使用料を賦課徴収していますが、 水道を使用し公共下水道に接続されているにも関わらず下水道使用料を賦課することなく未徴収に なっている、いわゆる賦課漏れがあることが判明しました。

関係書類等の調査・点検を行った結果、未徴収になっている可能性があり、現地の調査確認と説明 が必要となる対象件数は43件となっております。

下水道使用料賦課徴収漏れにより、負担の公正、公平性を損なう事態を招き、また、賦課徴収漏れの対象者となる皆様に、遡及して下水道使用料の納入をお願いしなければならなくなり、公共下水道をご利用いただいている市民・企業の皆様にご迷惑をおかけしたことについて心より深くお詫び申し上げます。

### 1. 概要

## (1) 賦課漏れの発覚

本年9月24日、お客様から「下水道を使用しているのに下水道使用料がかかっていないのはなぜか」とのお問い合わせがあり、上下水道料金システム及び関係書類を確認したところ、 水道料金のみ賦課し、下水道使用料は賦課していない状態でありました。

#### (2)上下水道料金システムの確認、関係書類等の調査

使用者に不公平とならないために同様の賦課漏れが無いか、上下水道料金システムに登録のある上水道使用者を対象とし確認を行い、上下水道料金システム及び管路図システム、排水設備工事原簿、その他申請関係書類等を調査した結果、公共下水道に接続している可能性がある対象住宅及び施設件数は43件(賦課対象の使用者数46件)であり、賦課漏れを確定させるためには現地確認調査が必要と判断しました。

#### (3)調査対象件数と概算使用料

調査対象件数は43件であり、排水設備工事については昭和56年から平成27年にかけて 完了し公共下水道に接続していると考えられます。

下水道使用料については、地方自治法第236条第1項(金銭債権の消滅時効)に基づき、請求から5年経過したことで時効により消滅するため徴収できない額があり、対象者には時効未到来分のみを遡及することとなります。

# 《11月6日現在》概算であるため、調査結果により変更

調査対	象住字	   賦課漏れの可能性が	内 訳	
及び施設件数		ある下水道使用料	時効のため徴収できない	時効になっていない徴収
			下水道使用料	する下水道使用料
4 3	8件	33,081,364 円	26,451,004 円	6,630,360 円

※賦課漏れ額は、下水道使用料の算定基礎となる水量データがある平成7年4月(風連地区は平成15年4月)以降の数値から算出。

### 2. 原因

- (1) 事務処理上の誤り
  - ①下水道排水設備担当者から料金担当者への連絡漏れ
    - ・当時の事務処理の流れとして、下水道排水設備担当の「建設部下水道課」から料金担当の 「水道事業所」に対し、下水道使用料の賦課対象者を文書で通知依頼し、通知を受けたも のに使用料を賦課していましたが、依頼された賦課通知から対象者が漏れていました。
  - ②料金担当者のシステムへの入力漏れ
    - ・賦課依頼通知に対象者は入っていたが、下水道使用料を賦課するためのシステムへの入力 が漏れていました。

### 3. 調査

(1) 関係書類調査

期間:令和2年9月28日~令和2年10月30日

- ①上下水料金システムから「上水道使用者・下水道データなし」の対象者を抽出し、管路図 システム、排水設備工事原簿、その他申請関係書類等の照合調査を実施しました。
- ②下水道処理区域内であることを確認し、排水設備の接続が無く下水道を使用していないことが敷地外から確認できる施設は目視調査等により確認を行いました。

#### (2) 現地確認訪問調査

期間:令和2年11月9日~令和2年11月27日

- ①下水道への接続の有無を確定するため、調査対象住宅及び施設に訪問し、敷地内の排水設備を確認する調査を実施します。
- ②調査により下水道への接続が確認できた場合、下水道使用料の賦課漏れと未徴収額について説明し、後日納入通知書を発送いたします。

## (3)調査結果報告

期間:令和2年12月上旬予定

①調査結果についてまとめ、改めて報告します。

# 4. 今後の対応

(1) 賦課漏れとなったお客様への対応

賦課漏れしていたお客様に対して、順次戸別訪問し、お詫びの上理由を説明するとともに、 分割納付等必要に応じた対応により遡及賦課に対する理解を求めていきます。

### (2)継続した調査について

今回の関係書類等による照合調査の際に、未水洗化住宅のリストが十分ではなかった事が、 初期調査に時間がかかってしまった要因でもあります。

単独浄化槽や汲み取りトイレ等の未水洗住宅の水洗化促進の取り組みを行うためにも、上下水道室として「未水洗化住宅リスト」の作成は必要不可欠であるため、現地調査を含め継続した調査を行います。

名寄市上下水道室業務課 Tm01655-3-2511 内線 2202